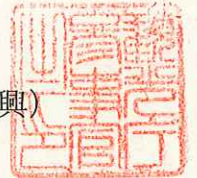


観 参 第 5 6 号
平成 3 1 年 4 月 1 7 日

(一社) 日本旅行業協会会長 殿

観光庁参事官 (旅行振興)



家畜伝染病予防法の違反事案 (海外からの畜産物の違法な持込み) への
対応の厳格化について (協力依頼)

農林水産省では、海外からの畜産物の違法な持込みに対して、家畜伝染病予防法における罰則 (100 万円以下の罰金又は 3 年以下の懲役) について、これまで、密輸して国内で販売するなど特に悪質と判断される場合に限り適用されてきたところです。

他方、訪日外国人旅行者の急増に伴い、海外から携帯品として違法に持ち込まれ任意放棄される畜産物は年間で約 94,000 件にのぼる中、今般、中国からの旅客が任意放棄した豚肉製品からアフリカ豚コレラの感染性のあるウイルスが分離されるなど、我が国への家畜の伝染性疾病の侵入リスクが非常に高まっています。

これらのことから、農林水産省動物検疫所では、本年 4 月 22 日から、畜産物の違法な持込みが発覚した場合は、個人消費用やお土産目的であっても、全ての事例において違反者に警告書を発出し、違反事例をデータベース化するとともに、悪意を持って繰り返す等悪質性が認められる場合には、警察に通報又は告発する等、違反事案への対応を厳格化することとしました。

つきましては、貴協会におかれまして、下記事項につき、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 我が国に肉製品を違法に持ち込んだ場合は、個人消費用やお土産目的であっても罰則が適用されることについて、貴協会ホームページへの掲載やメール等により、貴協会会員に対して周知していただくこと。
- 2 広報ポスター (別添 1) を貴協会会員の各営業所等に掲示していただくとともに、広報リーフレット (別添 2) を旅行者に対して配布していただくこと。

(参考)

○動物検疫所ウェブサイト

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「肉製品などのおみやげについて (持ち込み)」

<http://www.maff.go.jp/aqs/teluzuki/product/aq2.html>

「アフリカ豚コレラへの対応」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/asf2018.html>

「ポスター・リーフレット」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html>

国土交通省大臣官房危機管理官 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

家畜伝染病予防法の違反事案（海外からの畜産物の違法な持込み）への対応の
厳格化について

日頃から、動物検疫業務に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

海外からの畜産物の違法な持込みに対しては、家畜伝染病予防法において罰則（100 万円以下の罰金又は 3 年以下の懲役）が規定されていますが、当該罰則については、これまで、密輸して国内で販売するなど特に悪質と判断される場合に限り適用されてきたところです。

他方、訪日外国人旅行者の急増に伴い、海外から携帯品として違法に持ち込まれ任意放棄される畜産物は年間で約 94,000 件にのぼる中、今般、中国からの旅客が任意放棄した豚肉製品からアフリカ豚コレラの感染性のあるウイルスが分離されるなど、我が国への家畜の伝染性疾病の侵入リスクが非常に高まっています。

これらのことから、農林水産省動物検疫所では、本年 4 月 22 日から、畜産物の違法な持込みが発覚した場合は、個人消費用やお土産目的であっても、全ての事例において違反者に警告書を発出し、違反事例をデータベース化するとともに、悪意を持って繰り返す等悪質性が認められる場合には、警察に通報又は告発する等、違反事案への対応を厳格化することとしました（別添 1）。

つきましては、貴省におかれましても、下記について御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 本件について、貴省内の関係部局、旅客ターミナルビル管理者、航空会社、外航客船会社、旅行業者等に周知すること。
- 2 我が国に肉製品を違法に持ち込んだ場合は、個人消費用やお土産目的であっても罰則が適用されることを訪日旅客に周知するため、航空会社及び船舶会社に以下の協力依頼を行うこと。
 - (1) 航空機内や船舶内において、動物検疫に関する機内アナウンスや船内アナウンスを実施すること（原稿案は別添 2）。
 - (2) 海外の空港や港のチェックインカウンターにおいて、動物検疫に関する広報ポスター・リーフレット（別添 1 又は別添 3）を掲示すること。

(参考)

○動物検疫所ウェブサイト

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

「アフリカ豚コレラへの対応」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/asf2018.html>

「ポスター・リーフレット」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html>

国官危第 4号
平成31年 4月17日

海事局安全政策課長 殿
港湾局海岸・防災課長 殿
航空局総務課長 殿
観光庁総務課長 殿

大臣官房危機管理官

家畜伝染予防法の違反事案（海外からの畜産物の違法な持込み）への対応の
厳格化について

今般、中国からの旅客が任意放棄した豚肉製品からアフリカ豚コレラの感染性のあるウイルスが分離されるなど、我が国への家畜の伝染性疾病の侵入リスクが高まってきたており、農林水産省では、本年4月22日から畜産物の違法な持込みが発覚した場合は、個人消費用やお土産目的であっても、全ての事例において違反者に警告書を発出し、違反事例をデータベース化するとともに、悪意を持って繰り返す等悪質性が認められる場合には、警察に通報又は告発する等、違反事案への対応を厳格化することとしたところです。

これを受け、農林水産省より国土交通省に対して、別添のとおり協力依頼がまいりました。（平成31年4月15日付31消安第335号）

つきましては、貴局及び貴庁におかれましても、別添依頼文書の内容の実施についてご協力いただきますようお願い申し上げます。